

に聴く



弁護士
宮澤俊夫

判例から見る 労働トラブルの 防止対策

懲戒解雇と退職金



1、懲戒解雇の場合であつても、退職金を支給しなければならないか
多くの企業では、懲戒解雇の場合、退職金を不支給・減額する旨を就業規則で規定し、実際懲戒解雇者に対するは、退職金を支給しない取り扱いをしていま
す。
これに対し、退職金は、
退職時の基本給を算定基礎
賃金とし、支給率が勤続年数に応じて通増していく点からして、賃金としての後払いとしての性格を有するものであるから、一方的に退職金を不支給とする就業

規則の規定は無効であるとして、退職金の支払いを求める訴訟が見られます。

2、私生活上の非違行為を理由とする懲戒解雇と退職金不支給

この点に関する判例としては、小田急電鉄事件（東京高裁平成15年12月11日判決・労判867・5）は、「退職金は、賃金の後払い的な性格を有し、退職後の生活保障という意味合いを有するものであるから、その期待を剥奪するには、相当事の合理的理由が必要とされ、その全額を不支給とす

1、懲戒解雇の場合であ
つても、退職金を支給しな
ければならないか

規則の規定は無効であるとして、退職金の支払いを求める訴訟が見られます。



である」「もつとも、退職金が功労報奨的な性格を有するものであること、その支給の可否については、会社側に一定の合理的な裁量の余地があると考えられることからすれば、当該職務外の非違行為が強度の背信性を有するとまでは言えない場合であっても、常に退職金の全額を支給すべきで

労働者にとつて有利に斟酌すべき事情を考慮したとして、上記功労を著しく減殺するものといわざるを得ず、この減殺の程度は七割と認めるのが相当である」としました。

た場合に限られる」――本件非違行為が横領や背任などのように会社を直接の被害者とするものではなく、私生活上の非行（強制わいせつ致傷罪）であること、（その他の）労

るには、永年の勤続の功を抹消してしまうほどの重大な背信行為が必要である。そして、それが会社に対する直接の背信行為とは言えない職務外の非違行為である場合には、それが会社の名譽信用を著しく害し、無視しえないような現実的損害を生じさせるなどの強度が背信性を持つことが必要

あるとはいえない」として電車内での痴漢行為を理由とする懲戒解雇についてその三割を支給すべきであるとしました。

最近のNTT東日本事件（東京高裁平成24年9月28日判決・労判1063・20）でも、「退職金不支給規定によって、退職金を不支給とすることがでるのは、

私が実際に取り扱つた事
件をご紹介します。私が顧
問をしている日本郵便株式
会社は、職務上の非違行為
（虚偽の勤務報告による勤
務手当の不正受給等）を理
由として社員を懲戒解雇と
したところ、その労働者か
ら懲戒解雇の無効確認と退
職金の支払いを求める訴え
が提起されました。名古屋
地裁平成27年1月20日判決
は、懲戒解雇は有効と認め
ましたが、退職手当の性格
について、前記各裁判例と

同様の見解を示し、「懲戒解雇処分を受けたことをもつて、当然に退職手当全額の支給制限まで正当化されるものではない」として、自己都合退職による退職手当額の二割五分としました。

同判決は、私生活上の非違行為による懲戒解雇と職務上の非違行為による懲戒解雇とを同質なものとして判断している点において疑問があり、同社は名古屋高等裁判所に控訴し、現在係争中です。

方勵局勞災法務専門員